

【相談事例1】 訪問した業者から、「雪害で壊れた屋根や雨どいを火災保険で修理ができます。火災保険の申請手続きは複雑なので、代行して手続きを取ります」と説明を受けて契約した。その後、修理をしないと伝えたところ、高額な違約金を支払うよう請求された。

【相談事例2】 保険金の申請代行をしているという業者から電話があり、自然災害で被害を受けたことにして保険金を請求できると勧誘されているが、契約して問題はないだろうか。

「火災保険で屋根や雨どいの修理が自己負担なくできる」「保険金の申請手続きをサポートする」などと勧誘された。そんな住宅修理に関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられ、消費者庁や関係団体から注意喚起が出ています。

トラブルを避けるため、このような勧誘を受けた場合は、以下の点に注意しましょう。

①壊れた原因や壊れた物が、自分の加入している保険の補償対象になるのか、損害保険会社や代理店へ直接連絡を取り、確認しましょう。保険の請求は、手数料を支払うことなく、自分で簡便に行うことができます。万が一、うその理由で保険金を請求した場合、詐欺に該当することがあります。絶対にやめましょう。

②修理をキャンセルした際の違約金や保険申請サポート費用として、高額な請求を受けるケースもあります。修理などを依頼する場合には契約内容をよく確認し、慎重に判断するようにしましょう。

不安に思った場合やトラブルになった場合には1人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。